

令和元年第4回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日（令和元年12月13日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第55号 令和元年度新冠町一般会計補正予算
- 第 5 議案第56号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第57号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第58号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 8 議案第59号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第 9 議案第60号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 第10 発議第 6号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出について
- 第11 発議第 7号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について
- 第12 発議第 8号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書の提出について
- 第13 会議案第13号 閉会中の継続調査について
- 第14 会議案第14号 閉会中の継続調査について

「閉議宣告」

「閉会宣告」

◎出席議員（11名）

1番 芳住 革二君	2番 長浜 謙太郎君
3番 酒井 益幸君	4番 武田 修一君
5番 但野 裕之君	6番 竹中 進一君
7番 須崎 栄子君	8番 氏家 良美君
9番 秋山 三津男君	10番 中川 信幸君
12番 荒木 正光君	

◎欠席議員（1名）

11番 堤 俊昭君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司君
副町長	中村 義弘君
教育 長	山本 政嗣君
企画課 長	原田 和人君
町民生活課 長	坂東 桂治君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧君
税務課 長	佐藤 正秀君
産業課 長	島田 和義君
建設水道課 長	関口 英一君
会計管理者	田村 一晃君
診療所事務 長	杉山 結城君
特別養護老人ホーム 所長	山谷 貴君
牧野 所 長	堤 秀文君
総務課 総括主幹	佐々木 京君
企画課 総括主幹	楫川 聡明君
町民生活課 総括主幹	竹内 修君
保健福祉課 総括主幹	新宮 信幸君
税務課 総括主幹	今村 力君
産業課 総括主幹	三宅 範正君
建設水道課 総括主幹	寺西 訓君
建設水道課 総括主幹	磯野 貴弘君
総務課 副主幹	小林 和彦君
管理課 長	工藤 匡君
社会教育課 長	湊 昌行君

管理課総括主幹  
管理課総括主幹  
社会教育課総括主幹  
社会教育課総括主幹  
農業委員会事務局長  
代表監査委員

小久保 卓 君  
坂 元 一 馬 君  
谷 藤 聡 君  
曾 我 和 久 君  
本 間 浩 之 君  
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議会事務局長  
議会事務局総括主幹

佐 渡 健 能 君  
伊 藤 美 幸 君

(午前9時57分 開会)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） ただいまから令和元年第4回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。  
議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、長浜謙太郎議員、3番、武田修一議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第3、一般質問を行います。  
通告の順序に従い、発言願います。  
長浜謙太郎議員の職員定数の適正管理と持続可能な体制づくりについての発言を許可いたします。  
長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 2番長浜健太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、職員定数の適正管理と持続可能な体制づくりについての一般質問をいたします。定例会初日議案第48号において、同僚議員より関連する質疑がありましたので、答弁を含め重複するカ所もあるかと思いますがご了承下さい。

平成31年4月に改正された新冠町職員定数条例では、町長の事務部局の職員135、教育委員会45、農業委員会2、総数で182と規定されており、これは前年の162から177に上限を引き上げた内容に続き、朝日小学校の複式学級の解消、認定こども園ドレミの入園児童数及び3歳未満児の増加による保育教員の増員という背景がありました。平成31年3月発行の地方公共団体定員管理研究会報告書による第10次定員モデルで当町を分析すると、一般行政部門の合計では実職員数は定員モデル試算職員数を下回っておりますが、類似団体との比較では多い状態であります。毎年6月の広報に掲載されている新冠町人事行政の運営等の公表についての資料に基づき、平成23年から平成31年までの職員数をさかのぼると、152、154、155、157、156、149、155、162、175と推移しております。その間人口は5,840から5,521へと300以上減少しております。人口が減るが職員がふえるという構図は町民に理解されにくいかもしれませんが、行政需要が複雑に高度化する中、多様なニーズにこたえるため手厚く質の高いサービスを提供しているとも言えます。

今回の会計年度任用職員制度により働く人の待遇はよくなり、採用する側にとっては柔軟な人事管理が可能となる一方、財政負担も伴います。また、管理計画自体への影響もあるでしょう。資格を有するものや規定上必要な人数を確保しなければならない部署、人員の削減はできず考えられる対応策としては、ペーパーレスを含めたICT化の推進による事務事業の合理簡素化、民間への業務移譲含めた職員配置と組織機構の見直しによる効率適正化、新規採用の抑制などがあげられるでしょう。ハード面の更新も控える中、財政への影響額は約5,700万円の増加が見込まれるということで、交付税措置の可能性について言及されておりましたが、交付税措置のあるなしにかかわらず、今後の当町の方向性を考える分岐点であるとも認識します。目先の課題解決に迫られる対処療法ではなく、不測の事態や悲観的な状況を想定した根本的な問題解決策の構築と盤石な体制づくりに向けた協議ができるような環境を整え、将来展望を掲げた上で起こりうる事案に前もって備えておくべきとも考えます。

たくさん数値を列挙しましたがこれらは机上の計算にすぎず、現場を置き去りにした単に目の前の数字を追うだけの質問であってはならないと強く自覚した上で、当町における職員定数の適正管理と持続可能な体制づくりについて、3点お伺いいたします。1点目、新冠町定員管理適正化計画に基づく当町の職員体制の現状と今後について。2点目、会計年度任用職員制度による定員管理適正化計画と財政への影響は。3点目、その影響を解消するための具体的な取り組みは。

以上、見解をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からご質問の「職員定数の適正管理と持続可能な体制づくりについて」お答えいたします。

まず、1点目の「新冠町定員管理適正化計画に基づく当町の職員体制の現状と今後について」お答えいたします。当町の職員体制の現状につきまして、総務省実施の平成31年定員管理調査における報告数値を元に申し上げますと、現在の正職員人数は計172名、これを部門別に分けると議会2名、総務・企画20名、税務8名、農林水産14名、商工2名、土木6名、民生15名、衛生8名、教育40名、診療所25名、水道1名、下水道1名、特養ホーム等が30名となりまして、年齢構成は10代1名、20代29名、30代44名、40代72名、50代以上が26名となっております。また、市区町村を人口と産業構造を基準にグループに分けて、人口1万人当たりの職員数の数値を算出した指標である類似団体類職員数の状況においては、全国と同規模の類似団体96団体に比べて職員が単純値で27人多いという数値になっております。これは、小中学校における教育環境の充実、認定こども園ド・レ・ミにおける安心して子育てができる環境づくり、町の象徴機関であるレ・コード館における他町にはない特色あるまちづくりの実践など、教育部門において充実を図っていることにより、類似団体と比較し教育部門の職員が多いことが要因となっております。

す。今後の当町における定員管理計画においては、退職者数と同数を採用する退職補充を基本とし、大きな増員予定はないものと考えておりますが、職員の年齢構成、職種、専門性や定員管理実績をよく検討した上で、職員体制の構築を図ってまいりたいと存じます。

次に、2点目の「会計年度任用職員制度による定員管理適正化計画と財政への影響は。」についてお答えいたします。公務の運営におきましては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則が前提であり、会計年度任用職員においては常勤職員が担わない業務を担うものと整理されることから、職員定数条例の対象外となり、定員管理計画についても同じく対象外としているところであります。また、現行の臨時的任用職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、改正された地方公務員法及び地方自治法の趣旨により、職務の内容に応じて常勤職員との均衡を図った待遇を確保すること及び一定の勤務要件を満たした職員が退職手当の対象となることから、試算において年間約5,700万円の財政負担の増加を見込んでおります。その負担増にかかる地方財政措置につきましては、総務省において制度改正による影響額について調査を行い、適切に検討を進めると示されているものの、その算定方法などについては明確にされていないのが現状でございます。町としては、非正規雇用者の処遇改善という改正目的を十分理解した上で、できうる限り歳入歳出予算の適正な配分措置を行い、財政運営にあたってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、3点目の「その影響を解消するための具体的な取り組みは。」についてお答えいたします。会計年度任用職員制度の導入によって新たな財政負担が生じることとなりますが、導入される会計年度任用職員制度を的確に運用しながらも、限られた財源の中で人材を有効活用する必要があると考えております。そのためには、現在の定員管理の在り方を再検討し、新たな指標である第10次定員モデル指標を参考に当町の定員の状況について分析を行い、適切な人的配置に努め効率的な行政運営を図ってまいり所存であります。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 答弁を賜り感謝申し上げます。働く人の環境整備や良質な行政サービスの提供は大変ありがたく喜ばしいことではありますが、裏づけとなる根拠、すなわち財源があつてこそだとも思います。交付税も減っていくであろうことが予想され、たとえいま恩恵を受けていたとしても、それが先々に不安を感じないような強靱なものでなければ結果的に自分たちだけでなく、後世の負担の先送りとなつてしまい、明るい未来とは言えません。持続可能でかつ魅力的なという観点から、改めて町の将来像についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 繰り返しの答弁となつて申し訳ございませんが、現在の定員数のあり方を再検討いたしまして、新たな指標である第10次定員モデル指標を参考にいたしまして、当町の定員の状況について、分析を行った上で適切な人員配置に努め、効率的で

経済的な行政運営を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○2番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、須崎栄子議員の郡部における地域コミュニティの維持と安全・安心な生活の確保についての発言を許可いたします。

須崎議員。

○7番（須崎栄子君） 7番須崎栄子です。議長より発言の許可をいただきましたので、郡部における地域コミュニティの維持と安全安心な生活の確保について質問させていただきます。

今回、私は市街地を除く地区、特に以前は小学校があった地域におけるコミュニティの存続について、一般質問をさせていただきます。質問するに当たっては、今申し上げた地区を郡部という言い方で表現したいと思います。ことし8月の時点ですが、新冠町の人口のおよそ49.2%、2,715人が本町をはじめ、市街地地区に在住しております。また、新冠町小学校区で見ますと、町内人口の61.4%、3,407人が在住している状況です。新冠町の総人口が減少し続けている中、市街地における宅地分譲が先行している状況を考えますと、新冠町の人口減少の多くが郡部におけるものではないかとの考えもしております。そのことを郡部に在住する私は肌身で感じる事が多く、郡部コミュニティ機能の低下と安全安心な生活の維持に不安を感じております。かつては、町内郡部の各地区には小学校があり、学校関係者が地区に在住しており、地域の自治会活動の一助になっておりました。しかしながら、地域からは小学校の統廃合により学校関係者がいなくなると同時に自治会活動の担い手もなくなりました。

また、近年では地域防災の担い手である消防団も若者が少ないことによって、構成することが困難になりつつあります。まさに、地域の安全安心な生活について、将来的な不安を強く感じる次第です。町は、後継者対策などの第1次産業における事業継続にさまざまな支援策を講じており、その施策が結果として地域存続につながっていることも理解します。また、小学校の統廃合が子どもたちの教育にいい結果を生んでいるとも感じております。しかし、地域の存続という面からは見逃せない現状が手遅れにならないためにも、今回私は地域コミュニティ存続と安全安心な生活の確保という面から、1点目は郡部における人口の将来推計について。2点目、郡部におけるコミュニティの支援について。3点目、地域消防団の継承に向けた支援について。

以上、3点について質問をさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 須崎栄子議員からご質問の「郡部における地域コミュニティの維

持と安全、安心な生活の確保について」お答えいたします。

1点目につきまして、新冠町の人口は戦後の御料牧場開放によって入植者が増加し、西暦1960年には11,166人とピークに達しましたが、その後は過疎化による人口減少が続き、2010年の人口は5,775人と50年間で半減してございまして、都市部への一極集中という大きな人の流れの中、人口減少問題に対応していくためには、長期的な展望に立ちながら、その克服に向けた対策を戦略的に進めていくことが必要であるため、平成28年3月に「新冠町まち・ひと・しごと人口ビジョン」を策定してございます。同ビジョンでの人口推計を申し上げますと、町全体の人口は2010年で5,775人だったものが、2060年には2,724人となり、約53%減少と推計されている一方、市街地以外での人口推計までは詳しく分析はできてございませんが、第1次産業就業人口の推移を見ても、2010年は1,181人に対し、2060年には450人となり、約62%減少と推計されているところで、山間部はより一層人口減少が進むものと推測してございます。

2点目につきましては、町民と行政との地域協働のまちづくりを進めるため、地域自治会に担当職員を配置し、地域活動の支援に努めてございまして、整備要望の声が多かった光回線整備に取り組み、地域においても光ブロードバンドサービスが提供できる環境づくりに加え、次世代を担う子どもの誕生を祝う子ども誕生祝金給付事業、小中学校においては学校給食費の無料化、さらには住宅取得に対する奨励制度など、さまざまな形で定住・移住に結び付く制度を進めてございまして、また、農業にかかる担い手対策としては、新規就農対策及び農家子弟の親元就農対策に取り組んでいるところでございまして、こういったことを継続していくことが、地域コミュニティの支援につながるものと考えてございまして。

3点目につきまして、消防団員の方々におかれましては風水害や地震などの自然災害、その他の住民の安全を脅かすあらゆる場面で、他に職業を持ちながらの献身的な活動に敬意を表するところであり、住民の安全を守る上で消防団は不可欠な存在となっております。消防団員の現状といたしまして、少子高齢化社会の到来にともなう生産年齢人口の減少及び若年層の減少、被雇用者の増加、地域社会の変容などに加え、とりわけ山間部におきましては後継者不足なども重なり、それぞれ地域の分団において新規団員の加入促進に努められているものの、団員数の減少傾向が続く、日高中部消防組合新冠支署としても団員の定年延長が図られているところでございまして。しかしその一方で、活動の中心的な若い世代の団員確保が課題となっているところでございまして、将来的な消防団活動を憂慮する部分もございまして、地域消防団の継承に向けた支援につきましては、先ほど申し上げました事業を進めて行く中で、結果として団員確保につながるよう、鋭意取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○7番（須崎栄子君） ありがとうございました。私自身、具体的な政策案を提示できずに一般質問に臨んでしましまして、大変申しわけなく思っております。しかし、このまま

では地域郡部が消滅してしまうのではないかという危機感から質問をさせていただきました。今後、郡部が限界集落にならないように、前向きな取り組みを行っていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。答弁はけっこうです。ありがとうございました。

○議長（荒木正光君） 以上で須崎議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一議員のわが町を「情報化推進先進自治体」についての発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問いたします。まず、先立ちまして過去にも関連の一般質問や質疑を行っておりますし、本年第3回定例会においても、同僚議員からの関連いたす一般質問がございましたことを申し述べさせていただきます。

我が町新冠町においては、長年の懸案でありました光回線の整備が、過去2度の国の整備事業の申請にも採択に至らなかった経過を経て本年度を採択となり、高度無線環境整備事業によって本沢地区と節婦地区が既に工事が進められており、来年度も継続して西沢地区の整備が行われる予定となっており、これをもって国全体の世帯カバー率99%を超える現状の高速大容量のデータ通信が可能となり、デジタルデバイドからの脱却を果たすことができることとなり、町の活性化に大きく寄与するものと期待が膨らんでいるところでございます。さらにまた、本年11月13日には5Gの携帯電波、8Kの撮影と放映実証実験が世界で初めて我が町の日高軽種馬共同育成公社において実施されました。このことは情報通信最先端の先進技術が当町から発信されることとなり、他からの注目を集めることになっていると思っておりますが、これを契機に今回実施にかかわりました北海道総合通信局や農林水産省北海道農政事務所、シャープ株式会社をはじめとする各関係団体や事業者とのかわり続け、情報化先進自治体としてまちづくりの柱とする取り組みを今後推進する考えはないかについてお伺いいたします。

近年、情報通信技術の進化は目覚ましくICTに総称されるIoT、AI、GPS、VR、3D等枚挙にいとまがないほど、過去には考えられなかったような技術が矢継ぎ早に開発され、実現、利用されるようになり、不足する労働力を補完する役割や遠隔での確認や操作、正確な作業などにより、第1次産業においても省力化、効率化など、今後ますます深刻となってくる多くの町村が直面する人手不足の問題を解決する可能性があります。また、次世代を担う子ども達の教育カリキュラムに新たにプログラミング教育が取り入れるなど、情報通信技術は各分野でその必要性が高まり、広がり続けております。その他第1次産業以外の第2次、第3次産業はもとより、観光、教育、医療、福祉、防災、行政など、常に技術は進化し、必然的にますます利活用が進んでまいりる状況です。

そうした状況下、当町が情報化先進自治体を標榜いたすとしたら、まず2点解決いたさなければならぬ課題があると思っております。それは、携帯電話の不感地区解消と地

上波デジタルテレビの難視解消後の不具合についてです。先と同僚の一般質問の答弁の中で光回線整備による空き芯を利用した解消方法について述べられておりましたが、国も携帯電話不感地域解消について最近民間事業者に対する補助制度を充実させ、携帯電話基地局の設置などに積極的に取り組んでいます。電波が不感となっている世帯や道路等の把握をされ、新冠町からもNTTドコモ等への基地局設置の要望はなされていると思いますが、今の段階で改善計画などの情報は示されているでしょうか。基地局設置による抜本的改善の実現までの応急策として、当町においてはNTTドコモの場合で見ますと、携帯の微弱な電波を増幅するドコモリピーターといった装置を必要な世帯に貸与している実態がありますが、これは一定程度の効果のみが得られておりますが、満足のいかない状況であるのが実情です。簡易アンテナなどによる方法もありますが、とりあえずこの度の光回線が整備された際には、あくまでも軽微な解決方法ではありますが、光回線を直接機器に接続し家庭内へ電波を発信するフェムトセルの設置による改善が図られるよう、不便を強いられている世帯に対してNTTドコモとともに推奨し、早急に改善を図ってはいかがでしょうか。この方法ですと受益者も町も負担がかからないと思いますので、お考えをお伺いいたします。

もう1点、地上デジタルテレビの難視解消後の不具合について伺います。平成23年7月24日の地上デジタル放送への完全移行時まで、既に町内の全世帯でその対策は終了いたしておりましたが、整備されてから約8年とそれほどの年数を経過していない状況にあるにもかかわらず、不都合が発生している世帯がありますし、住宅を新たに離れた場所に建てたために地上テレビの電波が届かないこととなったなどの不都合も発生いたしております。国の政策でデジタル化が進められ、相当の予算を要して対策が進められ万全となったはずですが、今後もアンテナ周辺の環境変化や設備の経年劣化、新規移住者や住民が新たな場所に住宅を建設することなどを考慮した場合、国は現在その後の対策について補助等の考えは全くないようですが、国の政策により地デジ化するために難視聴の世帯は、国の補助によってアンテナ設置のために多額の費用をかけて設置を行ってきた経過からすると、その後の不具合やメンテナンスを個人が行わなければならない場合、その世帯には到底負担に耐えられない多額の負担が生じてまいるケースがあるのではないのでしょうか。今やテレビが日常いつでも見ることができるようなのが当たり前の日常インフラであり、家庭において困らんなどのときや外から家に入った際は、まずはテレビのスイッチを入れ各種災害の情報やその他の番組に目をやるのが普通になっているのではないのでしょうか。このような不都合な世帯が現在もあることを町は把握いたしていると思いますが、この状況は解決しなければならないと思います。それにかかる費用はさきに申しあげましたように、個人の負担に耐えられない場合があると思いますので、今後国にも要望していただきたい事項でもありますが、当面困っている世帯への町費による補助制度を設ける必要があるのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

冒頭に申しました情報化先進自治体を目指して、世界初の実証実験が行われたことや今

光回線の整備が行われ、情報通信の環境整備にせつかく大きな1歩を踏み出したわけですから、このことを契機に関係機関との協力と連携を今後とも積極的に構築し、ICT関連の事業所や団体、さらには企業がICTは新冠町だと言われるような積極的な働きかけを行い、より輝く町づくりをしていく考えはないかについてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問の「わが町を情報化推進先進自治体」についてお答えいたします。

町内における情報格差の解消と高度情報化社会に対応した環境づくりのため、光回線によるブロードバンド環境づくりを進めており、町として長年の課題でもありました。また、地域の方々の期待の大きかった事業が、今年度本格的にスタートしたところでございます。すべてのものがインターネットでつながることができるIoTのように、光ブロードバンドサービスは情報化社会の著しい進展、とりわけ技術革新が進むなかにおいて、議員がご指摘のように産業振興、地域振興をはじめ、教育活動などさまざまな分野での活用や重要性は高まっておりますし、町といたしましても防災対策をはじめ、定住・移住対策促進など幅広い分野での利活用を期待しているところでございます。また、来年からは次世代移動通信の5Gが都市部を中心に開始され、ICT分野の高度化がこれからも進み、利活用に関しましてすそ野はますます広がって行くものと考えてございます。こういったこともございまして、私も情報化推進を図りたいと考えてございますが、光回線は現段階において整備を進めている段階でございますし、5Gにおいても民間事業者によりエリア拡大が図られるものと思っておりますので、今後の情報化社会の発展性や国の制度創設、受益者負担等も踏まえながら利活用できる分野につきまして積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、携帯電話の不感地域の解消につきましては、民間事業者による携帯電話の通信エリア拡大が進められてございますし、本年6月総務省が携帯電話通信網の整備計画をまとめた「ICTインフラ地域展開マスタープラン」では、人が住む地域や人が住まない地域でも整備を進めるよう国から民間への強い指導があることから、携帯電話の不感地域は解消されるものと考えてございます。ご指摘の「フェムトセル」につきましては、屋外基地局から電波が届きにくい住宅内などの携帯電波状況の改善を図る機器として設置できるもので、携帯電話会社による利用者へのサービスであり、あくまでも光回線を引くことにより設置が可能となるものでございまして、相談を受けた場合お知らせすることは可能でございますが、町で改善するというより、各家庭において光回線を引くこととあわせ、同機器を導入するか否かはそれぞれの判断によるものと考えてございます。

最後に、地上デジタル放送の難視聴解消につきましてはアナログ放送が終了し、デジタル放送への移行に伴い平成23年に国の制度を活用して町内全世帯の難視聴対策を行った経過がございます。現状において、限られた地域でございますが、時期的に一部放送が受

信できなくなるということもあると聞き及んでございまして、このような事象も含め、難視聴対策を行ったときに住居がなかったところで新しく住宅を建設される場所が、難視聴地域である場合や難視聴対策で導入された設備の経年による改修費の助成につきましては、国が主導し進めてきた難視聴対策は平成 27 年 3 月に完了してございまして、国における助成制度もないことや、また、町内他地区における一時的な難視聴状況等もかんがみ、町での個人に対する助成制度の創設につきましても財政面も含め、無理があるものと考えてございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 携帯電話の不感世帯や不感地域の解消は、無線基地局の設置によって抜本的な解決が図ることができます。当町においても、里平地区携帯電話伝送路維持事業に、平成 30 年度は日高町との折半 91,854 円負担し、その解消を図っている状況ですが、国においても先ほどのマスタープランを立てるなど、先ほどの町長の答弁の中にもありましたマスタープランなどにおいて、不感地域の解消には積極的に進める状況下であると伺っておりますので、関係機関に対し、さらに積極的に要望していただきたいと思いますところでございます。

また、5G整備促進においても国は携帯電話事業者のほか、5G通信をつなぐ光回線企業などを対象に減税策を検討するなど、積極的な取り組みが報道されており、新冠町においても既にトラクターやその他の農機具に対応する機器を取り付けし稼働している実態もございまして、今後より進化した機器にいち早く対応し、10年に1度のこの電波の世代交代施策にいち早く乗っていくために、先に述べました5G、8K世界初の実証実験の自治体として情報化先進自治体となれるよう、5G電波送受信実現への積極的な働きかけやローカル5Gの基地局の採用を含め、取り組みを進めてまいる考えはないかについて再度お伺いいたします。

地デジテレビの受信不具合対策ですが、国の補助は現在ただいまの答弁の中にもございましたように見込めない状況の中でございますが、とりあえずBSの衛星放送テレビか光回線が整備されたのちには、インターネットテレビで視聴することができますが、これですとローカル放送を見ることはできません。平成 23 年地デジ対策として新冠町は、個別や共聴組合等でアンテナを設置して対応したわけですが、浦河町や平取町のように光回線を利用した対策を行った自治体もございまして。この方式ですと室蘭放送局の電波を中継し、配信するためにローカル放送の受信ができる仕組みとなっております。浦河町の場合、役場を局舎として受益世帯1戸当たり月額300円の聴衆料を負担してもらい、約600戸から年間負担額約200万円を徴収し、機器のメンテナンス料360万円を町が負担しているとのことでした。平取町にあつては受益世帯138戸ですが、負担は最初の加入時3万円のみで月ごとの負担金はないとのことでした。平取町は範囲が広いために役場局舎のほか、2カ所の中継器があるために年間740万円のメンテナンス料がかかるとのことでした。

自治体内の住民が等しくテレビを不自由なく視聴できることができるために、それぞれ自治体も負担をしている実態もございますので、多額の費用がかかる場合だけでも補助制度の必要があると思ひ、再度お尋ねいたしますのでお考えお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 1点目の事業の促進につきましては、先般総務省に赴きまして今後の事業推進について要望してまいってきたところでございます。今後にありましても機会をみながら行動してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

2点目につきましては、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、具体的な事業や基準ができました時に受益者負担等も勘案しながら考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。それから、先の要望説明における整備後数年後に不具合が生じた事例につきましては、対象者がまずは電気器具販売業者やメーカーと協議し、不都合が生じた原因を究明し、自費により整備を図らなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。また、あわせて新築住宅地にかかる不都合事情につきましても自宅新築するにあたっては、当然その位置が難視聴エリアにあたるか否かは調査すべきものと判断されますし、光回線整備で事業を活用され、多少の不便はあってもご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） テレビの難視のことについてお伺いしたいと思ひます。現在、テレビが見れなくて困っている世帯というのは、町内においては数件ではないかと思ひますし、ですからそのことに対して幾らかの援助をするということは、町の財政そのものに悪影響を及ぼすほどの金額ではないのではないかというふうに考えておりますし、本当にテレビが今どき見れないということは大変不便というか、常識的にあり得ないような状況です。そういった世帯というのは、地デジ化のための改修した時に相当やっばりアンテナの線の延長だとか、アンテナそのものも相当高額なものを使っていたわけですが、しかし、それで現在見れないということは、それ以上の予算というか費用をかけなければ改善ができないという、本当に町民は困っている状況にあります。その点を町はどのように捉えているのかについてお伺いしたいと思ひます。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） そういう事情もありまして、このたび光回線整備事業を推進した中の1つともいうふうに考えてございますし、そういった中でどのような状況になるのか検証した後に、町で改善しなければならないものがあるのであればやっていきたいというふうに思ひますが、現段階でそういう制度をつくったり、そういうことに対して町が積極的にやるという考えは今までの答弁のとおり、今のところ思っておりませんので、ご理

解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員のふるさと納税についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、ふるさと納税について質問いたします。

6月からふるさと納税の返礼品の基準を法制化し、過度な返礼品で多額の寄附を集めないよう返礼品競争に歯止めをかけることを目的に新制度が始まっています。新制度ではルールを守る自治体だけを指定し、国から指定を受けた自治体のみ制度を利用できる認可制となっております。4月から申請を受け付け、大阪府の泉佐野市など、道外4市町を制度から外し、道内全179市町村が制度の対象に認められています。返礼品については今年度成立した改正地方税法に基づき、調達費が寄附額の3割以下や地域産品とするよう求めています。これまで高額の寄附を集めていた自治体は、返礼品に縛りができたことで相当苦慮していると思われます。また、見直しが進んだことから寄附額が減少するなどの影響も推察されます。当町においても当然見直しが図られたものと思われます。

昨年度の日高管内7町のふるさと納税による寄附額がまとまり発表されています。前年度より寄附額が増えたのは浦河町、日高町、平取町、様似町の4町で、いずれも過去最高額を記録しています。管内トップは浦河町の5億1,212万円、件数35,082件、次いでえりも町の3億12万円、10,470件。日高町の1億4,928万円、7,549件。平取町の1億3,990万円、7,326件。様似町の1億1,132万円、8,236件。新ひだか町の7,887万円、2,130件。最下位は新冠町の1,835万円、967件という実績になっています。寄附は自治体にとってまちづくりの大切な財源となっており、そのため返礼品競争の過熱に発展した経緯があり、新制度へ移行したことは十分に理解できます。今回の納税寄附額実績から、これまでの当町のふるさと納税の対応は納税以前に町のPR、情報発信という部分において効果がゼロとしか言いようのない結果になっていると感じられます。このような感想を持つのは私だけではないと思います。ふるさと納税は町をPRし、町に興味を持ち、理解していただいた中で町外から町を応援をし、まちづくりに参加、賛同していただく制度と考えます。地方交付税が減少し自己財源が乏しい中、ふるさと納税は少なからずありがたいものとなり、まちづくりに生かされていた制度です。管内トップの寄附額を集めましょうとは言いません。町をPRし、情報発信するツールとしてふるさと納税を活用すべきと考えます。ふるさと納税に対する町長の考えを次の4点についてお伺いいたします。

1点目、申請度移行によりどのような見直しを図ったのか。2点目、寄附額が管内最低となっていますがどのように捉えているのか。3点目、ふるさと納税は町をPRし、情報発信するツールとして活用すべきでは。このことで町づくりが理解され、おのずと寄附額が増加すると思われます。4点目、以前にも一般質問で提案しましたが、地域産品の商品開発を含め観光協会へ事業委託すべきと考えます。民間事業者へ事業委託することで業務

の効率化が図られ、民間の視点で事業展開も見込まれます。さらには、観光協会に体力が付き、観光協会自身が自立への道が開かれる可能性もあります。

以上、4点について答弁を求めます。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の「ふるさと納税について」お答えいたします。

まず、1点目の「新制度移行によりどのような見直しを図ったのか」についてお答えいたします。当町においては、平成29年4月1日の総務大臣からの通知をもって、同年6月から返礼品の寄附額に対する割合を3割以下に抑えるように見直しを図り対応してまいりました。その通知以後、再三にわたる総務省からの通知に従わず、ふるさと納税の『寄附先である自治体を応援する』という本来の趣旨から逸脱し、大手ショッピングサイトの金券等を返礼品とした自治体が引き続きあったことから、本年6月にふるさと納税対象団体として自治体を指定することとなりましたのはご承知のとおりであります。新冠町では、地場産品基準として明確化された返礼品が『区域内において生産されたものであること』、『区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること』、『区域内において返礼品等の製造、加工その他の行程のうち主要な部分を行うものであること』などの具体的な基準に従い、新制度移行後一部の返礼品を見直した経緯がありますが、先に述べましたとおり、返礼品の額を3割以下にとどめるように通知に従い行っておりましたので、大幅な返礼品の見直しはございませんでした。

次に、2点目の「寄附額が管内最低となっているが、どのように捉えているのか」についてお答えします。管内自治体ではふるさと納税に関する業務を業者委託にて実施しているのが現状であります。平成29年第2回定例会において、但野議員からのふるさと納税に関する一般質問に答弁したとおり、当町においては「寄附された方との関係性を重視し、親切丁寧で、きめ細かな対応が必要である」との考えのもと、町職員が寄附者、返礼品提供業者と直接の窓口となり対応しております。そのようななかにおいて、当町は他の自治体で目玉となるような和牛肉や水産物などの圧倒的な人気となる返礼品が少ない現状であります。町内の新規開業者である『にいかっぷキッチン』入店者からの新商品の提供や、これまでも提供していたトンネルワインの品揃えをふやすなどの取り組みとともに、最近ではテレビコマーシャルでも見受けられるようにインターネットサイトによる寄附が主流となっているため、専門サイトへの掲載にも積極的に取り組んでおります。これらの取り組み結果として、今定例会での補正予算でも計上しておりますように、特に高額なトンネルワインの返礼が人気となり、増額補正予算案を計上することができました。とはいえ、まだまだ高額受納の自治体に肩を並べられているわけではございませんので、引き続き時代の流れを敏感に捉え、返礼品の選定を含め寄附額の向上に取り組んでまいり所存であります。

次に、3点目の「ふるさと納税で町をPRし、情報発信するツールとして活用すべきでは」についてお答えします。ここ最近のふるさと納税は、これまでの「返礼品目的の寄附」と災害復興に対する寄附を含め、クラウドファンディングとしての「自治体の具体的な施策に対する寄附」の二極化してきている傾向が見受けられます。過日、開催した町政懇談会の中でも馬産地新冠という特徴を活かし、馬を活用したふるさと納税の事業を実施してはどうかというご意見もいただき、新たな展開の一つとして考えているところであります。また、新冠インターチェンジの開通も間近であることから、議員ご提言のようにふるさと納税で町をPRするようなソフト事業について、検討していきたいと考えております。

次に、4点目の「地域産品の商品開発を含め、観光協会へ事業委託すべきと考えるが」についてお答えします。先に述べました答弁と繰り返しとなりますが、寄附者、返礼品提供業者とのかかわりを密に持ち、きめ細かな対応をすることが大事であるとの考えがあり、現在は町が直接ふるさと納税の業務を実施しております。今後さらなる事業展開において、業務委託がふさわしいと判断したときには、観光協会を含めた業者を検討しなければならないと考えております。なお、観光協会に委託する場合ある程度収益性が必要であり、これらの課題が整理された時点で委託することが望ましいと考えますが、現在の観光協会の人員体制や観光協会自体の事業展開もあることから、慎重に判断することが大事であると考えておりますので、ご理解願います。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、但野議員のストレスのない避難所運営についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いストレスのない避難所運営について質問いたします。

東日本の広い範囲に甚大な被害をもたらしたことしの台風19号。想定を超えた想定外の自然の猛威により、用意周到のはずの防災・減災対策はもろくも打ち砕かれ、なすすべもなく自然の脅威の前に屈してしまいました。想定外の被害などと報道されていますけれども、果たして想定外の被害だったのでしょうか。昨年の西日本豪雨など、近年の温暖化による異常気象が全国各地で見られ、想定外と言われる自然災害が発生し、防災・減災対策が対応し切れない状況が見られます。そもそも既に策定されている市町村の地域防災計画が年数の経過とともに策定時の想定が現時点での想定との差が生じ、現状において想定

されるべき想定に対応する計画ではなくなっているのではないのでしょうか。このような現況のもと、当町においても地域防災計画の策定から年数が経過しているため、現在の自然災害に対応できる防災・減災計画とは言えないのかもしれませんが。

今回の災害で政府は、自治体の要請を待たずに物資を送るプッシュ型支援で食飲料や段ボールベッド、毛布などを届けていますが避難所格差が露呈されました。避難所ごとに物資やスペースの質や量に大きな差が見られ、待遇の悪い場所に長期間滞在せざるを得ない被災者にはストレスになっています。原因は自治体ごとの準備の差と見られ、専門家は改善の重要性を求めています。内閣府は3年前に避難所運営ガイドラインを策定し、避難所の質の向上を求めています。自治体の姿勢によって差が出てきてます。避難所に身を寄せた被災者がストレスを感じることなく少しでも前向きになれるよう、環境改善に不断の努力を重ねる必要があります。ストレスのない避難所運営を図るために、次の4点を提案します。

1点目は、避難所開設の訓練の実施です。当町においては、これまで防災避難訓練で避難所開設の訓練が行われていません。可能な限りスムーズな開設をするためにも町内すべての避難所において、避難所運営ガイドラインに基づき想定外を想定した支援物資の備蓄を進め、避難所開設の訓練を実施すべきと考えます。

2点目は、避難所開設キットの配置です。名古屋市は、熊本大学の研究者が考案した避難所初動運営キットを独自に開発して、災害時の避難所の開設初期運営に必要な備品一式をまとめた避難所開設キットを各区役所に配置しています。これを用いて防災訓練や講習会などで準備を促しています。開設キットに入っているのは立入禁止、使用禁止などの案内標識一式や避難所の運営スタッフが着用するベスト、情報提示などに使うスケッチブック、軍手や懐中電灯などです。名古屋市のホームページでは開設キットの中身を確認したり、案内標識のデータをダウンロードできるようにしています。当町においても同様に、避難所開設キットを各避難所などに配置すべきと考えます。

3点目は、国際赤十字のスフィア基準の採用です。日本では災害のたびに避難所の質の問題が浮上しています。特に、避難所生活が長期化すると過酷な避難所環境がストレスを生みます。避難所においてもストレスなく過ごせる環境を整えなければなりません。その対応策として、国際赤十字などが紛争や災害を想定したスフィア基準が参考になるとしています。例えば、一人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル、トイレは20人に1つ以上、男女比は1対3などの例示とともに、被災者の尊厳ある生活を守るための理念や考え方が示されています。町内の避難所はこのスフィア基準に対応できる想定がなされていないと推察します。可能な限りスフィア基準に対応した避難所運営を行うべきです。

4点目は、ペット避難所の設置です。今回の水害では非難指示、避難勧告が発令されたにもかかわらず、ペットがいるために避難所への避難をためらい亡くなった方もいたと報告されています。過去の震災においても他の被災者に迷惑をかけまいとして避難所に入らず、車中生活で体調を壊した事例も多数報告されています。ペット同伴の被災者を想定し

た中で、ペットを持つ被災者のためにもペットとともに避難できるスペースを避難所に設けるべきと考えます。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の「ストレスのない避難所運営について」お答えいたします。

まず、1点目の「避難所開設の訓練の実施」についてお答えします。全国各地で多発する大規模災害を踏まえ、本年各地域において開催した町政懇談会においても、避難所のあり方や避難訓練の在り方についてのご意見、ご提言の声が多く聞かれました。新冠町においては、年一回沿岸部の町民が参加する大津波に対する訓練が全体での訓練となっております。避難所運営については、本年職員が北海道地域防災マスター認定研修会においても、避難所運営の模擬訓練を実施した報告も受けており、その大切さを認識しているところであります。新冠町では、沿岸部の避難所を中心に3日間程度をしのげる食糧備蓄をしておりますが、長期間の避難所運営への対応として、例えば停電時、断水時にライフラインが寸断された場合の避難所運営をどのようにするかなど、具体的な対応策を計画していないのが現状であります。

ご質問でございます「避難所開設の訓練」につきましては、当町でまだ策定していない『避難所運営マニュアル』の整備を先行しなければならないと考えており、北海道が示している『北海道版避難所マニュアル』、内閣府が示している『避難所運営ガイドライン』、さらに小規模自治体が策定している避難所運営マニュアルを参考にし策定に取り組んだのち、避難所開設訓練に向け取り進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の「「避難所開設キット」の配置」についてお答えします。避難所開設キットとは、避難所を開設する際の運営マニュアルや周辺のハザードマップなど実際に避難所を運営する際、行政職員が避難所に配置されるまでの間、自治会の方々でも避難所運営が早期にスムーズにできるように各種マニュアル、チェックリストなどを一つにまとめたキットであり、全国の避難所で導入され始めております。一つ目の答弁とも関連するのですが、具体的な避難所運営にかかるマニュアル整備が先行して必要であると考えておりますことと、避難所が設置される自治会との協力も必要なため、自治会と協議も取り進めていきたいと考えております。

次に、3点目の「国際赤十字の「スフィア基準」の採用」についてお答えします。スフィア基準は、平成28年4月に内閣府が示した『避難所運営ガイドライン』の前段部分で紹介されたことでその存在が多く知られることとなったもので『人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準』であり、わが国の『避難所の質の向上』を考えると、参考にすべき国際基準とうたわれております。具体的な基準としては議員のご提言のとおり、一人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル、

トイレは 20 人に 1 基で、男性 1 に対し女性 3 の割合で設置すること、トイレと居住空間の距離などが示されており、避難所においてもいわゆる人間らしい生活を営める基準となっております。北海道に確認したところ、道内でスフィア基準を盛り込んだ避難所運営マニュアルについては確認されていないとのことでありました。新冠町の避難所のスペースや避難者数を考えると、特に発災直後においては基準を順守するのは非常に難しいと考えております。先日、丸森町へ派遣した職員が避難所である「まちづくりセンター」と「小学校体育館」を視察した際、『発災から日数が経過し、避難者が減少したにもかかわらず、各部屋においてスペースが基準どおり確保されているのかは疑問である』とのことでありました。また、『北海道が現地へ運搬したコンテナ型の仮設トイレがあり、清潔で快適なものでありましたが、到着したのは発災後 10 日を経過した後であった』との報告も受けており、繰り返しになりますが、町が現段階で基準どおり整備するのは厳しいとの印象を受けております。再三の答弁となりますが、避難所運営マニュアルの策定をする必要がありますので、財政負担も含めてスフィア基準の内容について改めて確認するとともに、できる限り基準に準じられるように考慮しておきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、4 点目の「ペット避難所の設置」についてお答えします。ペットについては愛玩動物という位置づけから、今や家族の一員として人々が生活する上で欠くことのできない存在であることはペットを飼わない人にとっても理解されているものと考えております。昨今、発生した災害においても『ペットがいるから避難所へ行かない、行けない』といった事例は、少なからず報道されているのが現状となっております。環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」によると過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになる事例が多く発生し、その後の動物の保護活動は労力、時間を要することとなり、また、放浪動物による人への危害防止等の観点から、同行避難が必要であると示されております。また、同ガイドラインにおいて、飼い主が日頃から同行避難という意識を持ち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑とならないよう努めなければならないと、飼い主の責務についても示されております。ご質問にあります『ペット避難所の設置』については、避難所に隣接した施設や避難所内のスペースの確保が現実的に難しいと考えておりますので、同行避難という方法が各避難所において可能かどうか確認しながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○5 番（但野裕之君） 前向きな考えの答弁をいただいたと感じております。一点だけ、当町におきましては避難所運営マニュアルがないということですので、一刻を争うこととなりますのでできる限り可能な限り早く策定に向けて動いていただきたいと思います、どうでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。ご指摘のように避難所避難運営にはいくつかの検討事項や改善点があることは承知してございます。先に申し上げましたように、避難開設所の訓練につきましては、避難所運営マニュアルの整備を先行したいというふうに考えておりますので、これに向けて全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、氏家良美議員の当町における情報公開と情報発信の現状と取組みはの発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 8番氏家です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、当町における情報公開と情報発信の現状と取組みはについて質問いたします。

私は、9月定例会における一般質問の中でも情報公開について質疑しましたが、その際の町長答弁において、機会があるごとに情報提供に努めており、町民との対話をもって取り組んでいる。また、別に方法があったら考えていきたいとおっしゃいました。先月も実施されました町政懇談会をはじめ、町長が町民とより近くで町政について語りたいたいという気持ちが感じられ、町民の声を聞く場面を多く持とうとしていることが、町民にも伝わっているのではないかと思います。情報公開の場面やツールなど手段や方法は努力され、今後も町民にわかりやすく伝えるものを検討していかれることと感じています。しかし、今後はより一層町民に町政に関心を持ってもらうために、もう一段階進める必要があると考えますので、その内容、中身についても検討していただきたいと考えています。

当町では、議会の本会議に関してホームページ上で会議録などが公開され、また、本会議の動画のDVDを作成し貸し出すことをしていますが、町長の付属機関にかかわる会議録などの情報は発信されておられません。本年度に入り、第6次新冠町総合計画の策定が進められています。この総合計画は町の最上位に位置する計画であり、町の将来あるべき姿を目指すための非常に重要な計画であると認識しております。この計画が策定される過程においては、内部組織である策定委員会や豊かな新冠町をつくる計画委員会においてさまざまな課題などが提起、議論され、その結果新たな総合計画としてでき上がるものと考えます。しかし、残念ながらこれらの議論の過程などは町民は知るすべがないという現状があります。例えば、浦河町では総合計画審議会における会議録、会議資料がその都度ホームページ上で公開されていますし、同様に白老町においても現在総合計画の策定が進められておりますが、内部組織を含め会議録や提出資料などが公開されております。

当町においては昨年度からマイタウン 30 委員会が再開されており、まちづくりにおける町民組織として重要な役割を果たしていく組織もあります。我々議員はもとより、広く町民がこれらの計画の策定過程や会議における議論、マイタウン 30 委員会における協議

経過などを知り、情報を共有することで新しい計画に対する理解が深まり、パブリックコメントを募集した場合の資料にもなります。また、町長の基本姿勢である町民と行政との協働の町づくりにもつながると考えますので、3点伺います。

1点目、第6次新冠町総合計画の策定にかかわる豊かな新冠町をつくる計画委員会や新冠町マイタウン30委員会など、町長の附属機関等に関する会議録は作成されていますでしょうか。2点目、開かれた行政を推進するにあたって、役場が取り組んでいる政策、これから取り組もうとしている政策の経過、現状などすべての情報を公開するというスタンスは変わっていないと思います。現在附属機関等の会議録をホームページ上などで公開されていないと思いますが、公開されない理由があるのでしょうか。3点目、町長の開かれた行政を推進する上でも附属機関をはじめ、町が事務局となっている会議の会議録や会議資料などについて個人情報保護を要するものを除き、ホームページ上で公開していくべきと考えますが、今後公開していく考えはありますでしょうか。

以上、3点お答えいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問の「当町における情報公開と情報発信の現状と取り組みは」についてお答えいたします。

まず、1点目の「町長の付属機関などに関する会議録は作成されているか。」とのご質問ですが、平成13年訓令第5号で公布しております「新冠町各種会議等の会議録作成規程」に基づき、すべての会議について会議録を作成しております。

次に、2点目の「現在、付属機関等の会議録をホームページなどで公開されていないが、公開されない理由はあるのか。」とのご質問ですが、新冠町情報公開条例におきましては、公開にあたり開示請求を前提としており、諮問機関の会議録についても不開示情報以外は、開示請求に基づき公開することとしております。

次に、3点目のご質問の「ホームページ上での公開について」ですが、条例第19条では情報提供の推進として「公文書の開示のほか、その情報に係る者の権利及び利益の保護に留意しながら、政策形成の過程にある情報、その他の町政に関する情報を多様な手段により積極的に町民に提供するよう努めるものとする。」と努力義務を規定しておりますので、ホームページ上での公開するか否かは別として、会議録の公開方法を検討して見たいと考えております。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 会議録等の公開について考えていく、検討していただけるということで認識、理解いたしました。町政懇談会、マイタウン30委員会は以前のものを復活させたものであると私は認識しております。町政懇談会においては、以前形を変えた経緯があります。その形を変えた経緯などを検証し、改善していくことが必要ではないかと思

っております。その中の意見として、参加者が少ないからやらなくていいというような意見もあるかもしれませんが、それは私はナンセンスであると考えています。私は、町長が町民との対話を大切にするんだという姿勢を見せ続けていることが一番重要であり、賛同しているところであります。ただ、やはりそうは言っても参加者が多い方が町民との対話の機会が多くなりますので、その対策を今後検討していただきたいと思います。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再質問にお答えいたします。この度の町政懇談会の中においても、参加人数が少ないという件について二、三の地区からお話がありました。そういった中でもう少しかまえるのではなくて、簡単な方法でみんなが参加しやすい方法はないでしょうかという意見もありましたので、その辺も踏まえながら次に向けて多くの方に参加していただけるような方法を考えてみたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○8番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後12時57分

○議長（荒木正光君） 昼食前に引き続き会議を再開いたします。

### ◎日程第3 議案第55号

○議長（荒木正光君） 日程第3、議案第55号 令和元年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うよう、お願いをいたします。

歳出の13ページをお開きください。1款議会費から質疑に入ります。1項議会費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、14ページから15ページ、2款総務費、1項総務管理費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（荒木正光君） ないようですので、16 ページ、2 項町税費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3 項戸籍住民基本台帳費。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、17 ページ、4 項選挙費、ありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、18 ページから 19 ページ、3 款民生費、1 項  
社会福祉費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、19 ページ児童福祉費。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、10 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費。  
酒井議員。
- 3 番（酒井益幸君） 3 番酒井です。19 節の負担金補助及び交付金についてお尋ねしま  
す。新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金というふうに記載されていますけれども、こ  
の負担割合はどのようになっているかをお聞きします。
- 議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。
- 保健福祉課長（鷹箸寧君） 新ひだか町立静内病院婦人科の運営負担金ということで、  
負担割合というご質問です。割合ですが運営費、静内町立病院婦人科の医業収支の不足額  
を両町で負担するという内容になってございます。新ひだか町と新冠町におけます過去 5  
年間における出生数の割合、これが赤字分の 2 分の 1。それから、前年度の婦人科におけ  
ます受診者数の割合、これを 2 分の 1 という内容となっております。
- 議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、21 ページ、2 項清掃費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3 項水道費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、22 ページから 23 ページ、5 款農林水産業費、  
1 項農業費、ありませんか。  
武田議員。
- 4 番（武田修一君） 4 番武田です。和牛のヨーネ病が発生したということに関してな  
んですけれども、残念ながら患畜が出たということで町長をはじめ、担当職員ほんに対  
応等しっかりやられたというふうに思っておりますし、またその清浄化と蔓延防止に対し  
てもしっかりと取り組んでいるというふうに思っています。さらなる患畜が出ないこと、  
広がらないことを願うばかりなんですけれども、そこでこの発生の感染と言いましょ  
うか、

感染の原因の1つに鹿の存在ということは考えられないのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） ただ今議員ご指摘のとおり、鹿についても感染の媒介となり得ます。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○4番（武田修一君） 町での対応は特にそうですけれども、家畜保健所との連携についてはどうなのか。それと、これはもうほんとに全道的なことというふうに捉えて、道に対して何かそういう対応について協力を願うというようなことの申し出を家保とおして、家畜保健所をとおして願い出るというようなことはできないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 発生に対する対応、それから発生後の対応、それらについては家畜保健衛生所とも連携とってございますが、鹿に対してこれを駆除するということまでは家畜保健所とは協議はしてございません。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○4番（武田修一君） なかなかこれを防ぐというのも大変なことはいままでもないんですけども、ぜひ何か道が先頭になって鹿の関連性も含めて1つ取り組んでもらいたいというふうに、また改めて家保を通じての協力をお願いしてもらえればというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 鹿に関しては家保という観点よりも有害鳥獣の駆除という観点から、道の保健環境生活課の方と連携をとりまして、また管内各町と連携をとりまして駆除対策を進めているところでございます。特に、日高管内につきましては全道で日高管内だけなんですけれども、各町で協議会組織してございまして、また狩猟期間中も有害駆除ということで鹿の駆除を行ってございます。そういった活動を通じて鹿の駆除は進めてまいりたいと思います。なお、鹿についての媒介という可能性はありますが、実際にどの程度鹿が媒介しているということまでは確実な統計は出ておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、24 ページ、2 項林業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3 項水産業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、25 ページ、6 款商工費、1 項商工費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、26 ページ、7 款土木費、1 項道路橋梁費、ありませんか。

但野議員。

○5 番（但野裕之君） 5 番但野です。15 節工事請負費の部分、町道 1 号線の部分で質問いたします。この事業は 30 年度の実績値の進捗率 62.6%でした。今年度の計画値は年度予算では 81.3%の進捗率を予定した事業だと思います。今回の減税により今年度末の進捗率は何%になったのか。また、32 年度完了予定の事業でありますけれども、32 年度完了は難しいと思われます。この判断でよいのか伺います。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えいたします。今年度事業につきましては現在工事終わっております。現状としまして改良工事は今年度で 100%となっております。実は残ってる分が今後舗装工事になります。それにつきまして、国の方に全額要望させていただいておるんですけども、事業としては今おっしゃったとおり令和 2 年完成を目指してるところであります。毎年のごとであります。現実的に完成はちょっと厳しいところはあるのかなと、今感じております。令和 2 年で事業を完了したいと考えておるところでございますけれども、今の議員さんからの事業シートの進捗の関係でございますが、今実質先ほど言った完了は 100%。それでですね、一応事業費割でいきますと 6 割程度終わっている状況にあります。そこで、おそらく数字的な部分で今単純ちょっとすいませんが、事業割で 6 割程度完了しているということなんですけれども、改良等舗装の部分でちょっと実は按分してるところがありまして、それで数字的にちょっと合わないんじゃないかなっていう部分も思ったと思うんですけども、現在は今 6 割程度これで完了しているということになります。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5 番（但野裕之君） 今の状況でだいたい状況はわかりましたけれども、この事業は治水防水対策を見据えた事業でもあります。今回、台風 19 号等の水害の被害を受けて政府は国土強靱化に向けた緊急対策を講じまして、次年度に向け今年度補正でその部分で予算づけをしております。令和 2 年度完成に向け、粘り強く国に要望等をお願いしたいと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 今、国の情勢は議員がおっしゃったとおり国土強靱化、国の重点施策でもありますが、実際今この道路の事業のメニューが一般の改良工事でやっております。その中で、実際橋梁とかと比べますと重点ウエイトが実際低い状態での、このような内示の低いような状況になってるというのが現実でありまして、令和 2 年におきましても同じ事業のメニューでやっておりますので、先ほど言ったように令和 2 年で全額要求しておりますけれども、満額配当ということは現在のところちょっと厳しいかこちらの方では精査しております。

- 議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、27 ページ、3 項住宅費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、4 項下水道費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、28 ページ、8 款消防費、1 項消防費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、29 ページ、9 款教育費、1 項教育総務費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、30 ページ、2 項小学校費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3 項中学校費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、31 ページ、4 項認定こども園費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、32 ページ、5 項社会教育費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、33 ページ、6 項保健体育費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、11 款公債費、1 項公債費、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。  
8 ページをお開きください。8 ページ、2 款地方譲与税、12 款使用料及び手数料、13 款国庫支出金、2 項国庫補助金ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、9 ページ、3 項国庫委託金、14 款道支出金、1 項道負担金、2 項道補助金、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、10 ページ、3 項道委託金、15 款財産収入、1 項財産運用収入、2 項財産売払収入、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、11 ページ、16 款寄附金、17 款繰入金、19 款諸収入、3 項貸付金元利収入、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、12 ページ、4 項雑入、5 項受託事業収入、20 款町債、ありませんか。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 3 番酒井です。4 目雑入、5 目雑入の部分でいきいきふるさと推進事業助成金、それからまちづくり・人づくり推進交付金の内容について、要点の説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 私の方の所管は、いきいきふるさと推進事業助成金についてお答えさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、日高厚賀インターチェンジを開通を機にオール日高で地域の魅力を発信するため、平成 29 年度から管内各町関係機関等を構成員とした優駿日高道魅力発信協議会を組織してメディアを活用した情報発信など、さまざまな事業展開をしているところでございまして、平成 29 年度の各町負担金は 30 万円でしたが、30 年度からは事業拡充を図るため 50 万円に増額しているものでございまして、30 年度各町の負担金が多くなったことから、財政面を考慮いたしまして魅力発信協議会の方で財源を探ったところであり、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業補助金に該当することになりまして、7 町分で 175 万円が決定されたということで、1 町あたり 25 万円がその魅力発信協議会から各町に配分されたものでございまして、金額につきましては昨年度と同額、ことしも交付決定があったということで、その協議会の方から各町に配分されたものでございます。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） まちづくり人づくり推進交付金ですね、これにつきましては全国自治協会という組織がございまして、おもに自治体の建物ですとか、公用車の保険事業をやっております。この保険事業からでました収益金の一部を各自自治体の方に交付されるもので、その収益事業に基づきまして毎年定額ではございません。収益の上がった状況に応じて自治体の方に交付されるというものでございます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、よろしいですか。

○3 番（酒井益幸君） はい。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑を受けます。ありませんか。

竹中議員。

○6 番（竹中進一君） 6 番竹中です。ただ今の質疑の中にもちょっと関係するわけです

けれども、今回多額の寄附があったということで報告を受けておりますけれども、このことは個人で多額の寄附があったその時期というのはいつごろだったのか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 申し訳ございません。寄附というのはいろいろあるんですけども、具体的に何の寄附か説明いただけますか。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） ふるさとづくりということだったかどうかちょっとわかんないんですけど、2,500万円の寄附のこと。

○議長（荒木正光君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 奨学金にかかわって3月に寄附金を受けたものでございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） その寄附があった時期はいつごろでしょうか。

○議長（荒木正光君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時21分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 寄附の受領日は平成31年3月26日になっております。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 寄附の種類によっても違うと思いますけれども、1,000万円以上の寄附の場合は善行賞に値するのではないかと思いますけれども、これに対象にならなかったということはどのような事情があるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 寄附に当たりましては、基本的に匿名の扱いでお願いいたしますということでございました。そういう関係から善行賞の対象になりますと匿名にはならなくなるという前提がございまして、協議をさせていただいた結果、善行賞を受賞するというふうには行いませんでした。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 8番氏家です。歳入歳出にまたがって質問ですのでこちらで質問させていただきます。歳入10ページ、15款財産収入及び歳出の23ページ、5款農林水産業費のいわゆるヨーネ病の対策についてお伺いいたします。今回、町有牧野にてヨーネ病が発生し、同じ厩舎にいた預託牛をヨーネ病の発生の恐れがあるため、町は買い取り処分するという説明であったと思います。私は、この対応については反対意見を持っている

わけではありませんが、今回の対応が今後町有牧野、和牛センターを運営していく上で疾病や事故などへの対応の前例となると思いますので、何点かお伺いいたします。

まず1点目、歳入の10ページ、町有牛売払収入25万円ではありますが、今回ヨーネ病にかかった町有牛の売り払い金だと思われませんが、預託牛も後々売り払うということで、予定であると聞いていますが、その7頭についても同等の評価で売却される予定でしょうか。

次に、歳出の23ページ備品購入費、ヨーネ病対策蓄導入費ではありますが、今回町有牛がヨーネ病にかかり同じ厩舎にいた7頭の預託牛にもその影響が出るおそれがあることから買い取り、その責任を負うということだと私は理解しています。そこで、2点目ではありますが、ヨーネ病にかかっていたのが預託牛だった場合も同じ対応をするのでしょうか。また、今回7頭の範囲であったわけですが、100頭、200頭でも同じ対応をするのでしょうか。

3点目ではありますが、新冠町有牧野条例の第10条で「放牧家畜が盗難、疾病、その他、不慮の災害を生じたときは町はその責めを負わないものとする」と、あります。また、同様に新冠町和牛センター条例の第9条では、「町は和牛センターで預託を受けた家畜が盗難、疾病、その他事故が生じた場合は、和牛センターの管理に重大な過失があった場合を除き、その責めをおわない」と、あります。私は、この条例に今回の対応が抵触してしまうのではないかと危惧してるところではありますが、そのおそれはないのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） ヨーネ病対策に関しましていろいろ今回予算あげさせてもらっておりますが、ご質問の1点目の歳入の関係でございます。町有牛の売り払い収入に関しましては、今回ふえるのは蔓延防止のために購入いたします7頭の牛の処分にかかる屠畜販売金額です。1頭当たり5万円を見てまして、これを年内に育成牛4頭、それと分娩後1頭の計5頭を屠畜いたします。これにかかる部分で1頭5万円で25万円増額としております。町有牛の患畜に関しましては国の補償がございまして、損失補償分評価を受けまして、この評価の8割分が交付されます。育成牛の今回の町有牛の患畜は評価額80万2,600円でございます。これの8割分の67万4,080円が損失補償という形で補填されてまいります。この分については別途時期的なものがまだわかりませんので、入り次第補正させていただくという形になります。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） ご質問の2点目と3点目の問題があるかと思えますけども、まず3点目の条例の関係抵触してないかという話しでございますけども、手元に条例持っていないんですが必ず条例の最後の条に、その他町長がという文面があるかと思えます。今回のヨーネの発生の原因が町有牛であったことから、その条文を運用まして蔓延防止のために購入させていただくということで、決して条例に抵触するものでないと考えております。それと、仮に預託された牛がヨーネになり、その牛が媒体となって100頭、200頭になったという話しになった場合は、当然預託された方の責任はあるわけですが、その場合

はまた別に協議させていただくという形になろうかと思っております。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、よろしいですか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 今回、予防対策というのは理解するところでありますけれども、条例に抵触するかどうかということは別問題だと思っておりました。今、副町長の答弁では条例に抵触しないということではありましたので、それは間違いないということで理解したいと思います。あと、先ほどの収入の分だったんですけども、私勘違いしていたんですけども、今回の預託牛の7頭分のものだということだったんですけども、では、419万円で7頭分買って、その売り払いの収入が25万円だけだということ間違いないでしょうか。

○議長（荒木正光君） 堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） お見込みのとおりでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 1点お伺いたします。ヨ一ネ病対策に関しますけれども、今回の補正が提案されておりますが、この対策の総額は幾らになりますでしょうか、お伺いたします。

○議長（荒木正光君） 堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） 総額で対策費としては歳出の方で514万9,000円です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほか歳入歳出全般をありませんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。社会教育のことでちょっと聞きたいんですけども、青年の家のことなんですけども将来的に青年の家をどういう方向に持っていきたいのか。かなり老朽化してるし、利用者も結構ふえてるんです。それで、まだ宿泊はできるんですけども・・・

○議長（荒木正光君） 中川議員。補正の範疇ではございません。

○10番（中川信幸君） いやいや社会教育で言っている。

○議長（荒木正光君） 青年の家費入ってません。

○10番（中川信幸君） だから、だめ。

○議長（荒木正光君） はい。

（「いやいやそんなことあり得るのかい。」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 55 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 4 議案第 56 号

○議長（荒木正光君） 日程第 4、議案第 56 号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とをいたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 56 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 5 議案第 57 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 57 号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題とをいたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

芳住議員。

○1 番（芳住革二君） 1 番芳住です。歳入の部分で下水道費国庫補助金マイナス 1,590 万 5,000 円となっておりますけども、この交付金はどういう形の中で見積もりして、これだけのマイナス分出たかお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えします。この事業につきましても国の交付金をいただいて平成 26 年からやっております。ここ三、四年前から要望額に対しまして 5 割程度の配当が続いておりまして、今年度につきましても 5 割を切る 4 割程度の配当となっております。先ほどもちょっと一般会計の道路と同じなんですけども、常に一応満額要望させていただいているんですが、このような国の配当が近年続いているというなかで事業の中身を調整しながらやってるというのが実態でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

芳住議員。

○1 番（芳住革二君） 満額補正するなど、舗装道路の話もあれなんだけど、なかなか満額補正しても予算がつかないということは、やはり町費でやらなきゃならない部分があるかと思えますけども、そこら辺の計画性はどうなってるんですか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 実際、一事業工事についても数千万というのが大体普通で、当課としましては一般財源を積んでやれるような状況ではないと。道路につきましても、先ほどもそうなんですけども、若干の数十万、数百万ということであれば理事者と協議ということも考えられるんですけども、大体の事業が 1,000 万円以上の事業でございます。その辺も今のお話をいただきながら十分内容を精査しながら今後進めていきたいと思っておりますのでご理解願います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 57 号について採決行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 6 議案第 58

○議長（荒木正光君） 日程第 6、議案第 58 号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7、議案第59号

○議長(荒木正光君) 日程第7、議案第59号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8、議案第60号

○議長(荒木正光君) 日程第8、議案第60号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 60 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手でありま。

よって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時53分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第9 発議第6号

○議長（荒木正光君） 日程第9、発議第6号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発議第6号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出内容について、説明させていただきます。

本意見書案は、但野裕之議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書。内容は要点のみ説明させていただきます。防衛省は4月米海兵隊輸送機オスプレイの訓練を2020年1月から3月の期間に道内で行う日米共同訓練ノーザンバイパーを計画している。オスプレイは重大事故率が高く、低空飛行を繰り返しその騒音は凄まじく、酪農家への影響や環境破壊など、平穏な日常生活に多大な被害をもたらす。また、ロシアと国境に接する北海道で行うことは外交上悪影響を及ぼしかねない。よって、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加を中止することを強く要望する。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。

以上が、発議第6号 日米共同訓練の規模を縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提案内容です。ご審議の上、採択くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第6号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。まず、この意見書についてわからないことがあるのでお聞きしたいと思います。まず、この訓練の地元、たしか千歳と帯広ということで、メディア等では言われてるんですけど、その地元との協議を行っているのかどうか。それと、北方領土問題の解決を後退させるというのはどういうことなのか。どういうことが後退させるのかということと、外交上の影響というのはどういうことなのか。もう1点、日米共同訓練の規模縮小というのはどの程度の縮小なのか。この4点についてお聞きします。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 防衛省とアメリカ軍との協議の内容については私どもは存じておりません。その内容についても本年度4月から計画されている内容も新聞等の報道でも皆さんが承知のとおりだと思いますけれども、刻々と変わっているような状況がございます。それは、帯広の給油施設を最初常駐で使うことになっていたものが、今回は千歳の飛行場で給油するような内容だとか、それから矢白別の大規模の訓練場で行う予定だったものが気候とか、それから各種条件によっては千歳の演習場で行うようなことになる可能性もあるというようなことで、変更されているのは状況がございますので、そのことまでについては私どもは把握しておりません。それから、北方領土との悪影響というのは、今まで仮想敵国的なものに対して訓練を行われるというふうにロシアにとられるということになれば、北方領土の交渉等にも影響を及ぼすというようなことで、できたら中止、または規模を縮小して行うことがよいのではないかというような内容です。それと規模縮小ですけれども、少なくともオスプレイというのは事故率が大変高いし、または重大事故にもつながっている。これは、沖縄でもそうですし、またはアメリカ本土においても繰り返し大規模な事故が発生いたしております。そういったものが国内で行われるということは、そういった危険性を含む飛行機の輸送機の訓練が行なわれているということはぜひとも避けなければいけないというようなことで、まずオスプレイの参加を拒否する。そうして、規模もロシア等を刺激するような内容ではなくて、もっと小規模のものにしてやるべきではないかというのが内容でございます。外交上の悪影響を及ぼすということは、やはり相手国に対して刺激を与えるようなことはできるだけ避けたいということでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 聞いたら提出者もはっきりした目的もわかんないで、これが新冠の議会の中で意見書として提出するのは私としてはいかななものかなと。もうちょっと

きちっと調べた中で意見書を出すべきだったと思います。その後でまた反対討論で話しますけど。その辺でもうちよっときちっと説明してほしいと思います。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 提出者ということは私でございますけれども、この内容についてはこの説明書の中にも意見書の資料の中にも詳しく書かれているわけでございますけれども、やはりそのオスプレイに対する不信感、それから大規模な今までかつてないような規模によって行われる演習というものは、ぜひとも避けなければいけないと。これらは今後の外交上のいろいろな交渉に対して悪影響を及ぼすというのが趣旨でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論行います。

反対討論の発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 酪農家とか、いろんなところに影響あるというのは理解できるんですけども、今よく沖縄の危険の軽減をとということで、これを日本全国で負担をしてもらおうとしているなかで、今その国際的にロシア、北朝鮮、中国などの脅威にさらされているなか、これを中止、あるいは縮小することになりますと我が国に対しての危機感をさらに増しますので、この意見書については新冠町議会としては出すべきでないと私思いますので、反対をいたします。

○議長（荒木正光君） 賛成討論の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。今、中川議員から反対の意見がありましたけども、日米安保がありますので日米共同訓練を否定するものではありません。今回の訓練は過去最大規模となる見込みでありまして、訓練の規模拡大は隣国ロシア、中国などに過度な刺激を与えることとなります。特に、北方領土返還等外交上不利益になりかねません。日米の安全保障条約があることから、ロシアが北方領土を返さないという、そういうような考え方がロシアにはあるようです。これは評論家も述べております。また、オスプレイに関してですけれども、一般に飛行機の事故率は普通飛行時間に伴い低くなり、オスプレイも今後は低くなっていく見込みであると2015年に中谷元防衛大臣が国会で答弁しておりますけども、その後現状オスプレイの事故率が上っているというデータも発表されております。この要因として、整備士不足と整備士の技術低下、そして部品の供給不足が挙げられております。この部分は米軍も認めております。安全面の不安が払拭されない状況にありますから、このことを考慮し北海道の平和と軍縮を進め、さらには北方領土問題の解決を強く願う立場から、日米共同訓練の規模縮小を求めオスプレイの運用に強く反対するものです。

○議長（荒木正光君） 次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 以上のとおり、採決の結果、可否同数であります。

従って、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決をいたします。

発議第6号については、議長は否決と採決いたします。

◎ 日程第10 発議第7号

○議長（荒木正光君） 日程第10、発議第7号 あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 酒井益幸議員。

○3番（酒井益幸君） 発議第7号 あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策強化を求める意見書の提出内容について説明させていただきます。

本意見書は、但野裕之議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。本年8月茨城県常磐自動車道で必要なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を投げられるという事件が発生。平成29年神奈川県東名高速道路であおり運転を受けて停止した車にトラックが衝突し夫婦が死亡している。極めて悪質危険なあおり運転に対して厳正な対処の声が高まっている。道路交通法違反のみならず、危険致傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆるあおり運転に対する規制がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後はあおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や教育推進及び広報啓発活動の強化、あおり運転根絶に向け安全、安心な交通社会を構築するため、早期に取り組むことを強く求める。以下、3点に取り組むことを求める。意見書提出機関は掲載のとおりです。

以上が、発議第7号 あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提案内容です。ご審議の上、採択くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第7号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

芳住議員。

○1番(芳住革二君) 1番芳住です。あおり運転の厳罰化に向けた法改正ということで、今国会でも厳罰化されて次の法案でおおるようになっておりますし、改めてここで提案する必要ないと思いますし、それからあおり運転の取り締まりなんですけども、今車間距離が短かったらその場で対応というか、あれしてるわけです。あくまでも遅い意見書ではないかというふうに思いまして、新冠議会としてこのことはあげる必要はないかなというふうに思います。

○議長(荒木正光君) 賛成討論の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番(但野裕之君) 5番但野です。今、芳住議員より反対意見がありますけども、意見書に書かれてますとおり、法律の厳罰化だけではなく、更新時講習やさらなる教育及び啓蒙活動の強化を求めるという部分に関しましては、一部新聞報道で国が動くようになっておりますけども、そういった部分の報道はみられておりませんので、厳罰化に加え更新時講習、新たな啓蒙活動を具体化に進めるという意味での意見書と思いますので、この意見書をとおしていただきたいと思います。

○議長(荒木正光君) 反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 挙手多数であります。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。本案については関係機関に提出することといたします。

#### ◎日程第11 発議第8号

○議長(荒木正光君) 日程第11、発議第8号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 竹中進一議員。

○6番(竹中進一君) 発議第8号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書の提案内容について説明させていただきます。

本意見書は酒井益幸議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、提出するものです。次ページを

お聞きください。スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書。農林水産省では人手に頼る作業が多いが、今後1人当たりの作業面積の拡大といった点に改善が認められております。政府は2022年度までにスマート農業技術の開発と相談体制を整えるため、農業新技術の現場実装推進プログラムに即した取り組みが進めようとしている。そのためには、おのおのの施設が確実に現場において推進されるよう農業者、企業、研究機関、行政機関などの関係者を巻き込んで推進できるよう、下記の3項目に取り組むことを求める。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。

以上が、発議第8号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書の提案内容です。ご審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第8号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。本案については関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 会議案第13号及び日程第13 会議案第14号

○議長（荒木正光君） 日程第12、会議案第13号、日程第13、会議案14号 閉会中の継続調査について、以上2件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査及び継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第13号及び第14号は各委員長からの申し出のとおり継続調査すること

に決定いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（荒木正光君） これをもって本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たり鳴海町長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。  
鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本年、最後となる第4回定例会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

今定例会に提出いたしましたすべての案件につきまして、慎重審議の上、ご決定を賜りましたこと、また、平成30年度一般会計をはじめ、各特別会計の決算について認定を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

厳しい寒さの後に春の訪れをつげ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりの日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたいとの願いが込められた、「令和」に元号が改まり、本年は新たな時代の幕開けの年となりました。

一年を顧みますと、幸い当町には大きな被害はありませんでしたが、全国各地では自然災害に大きく被害を受けた1年となり、今なお、避難生活を余儀なくされている方々も多く、一日も早い復旧、復興を願っているところでもあります。当町でもそのような被災に遭われた宮城県丸森町へ復旧・復興のお役に立ちたいとの思いから職員を派遣したところであり、短い期間ではありましたが、被災地応援の一助となり得たものと考えており、今後におきましても機会があれば職員を派遣してまいりたいと考えております。

さて、私の任期の折り返し点となった本年は、懸案であった光回線整備事業の実用化に向けいよいよ事業が進み、現在、来年度の事業提供開始に向け第一期工事を実施しているところでもあります。2カ年での実施となりますのでいましばらくお時間はいただきますが、高速通信網の整備により産業振興、通信網の格差是正はもとより、防災対策、定住・移住促進等に活かしてまいりたいと考えております。また、日高道の延伸に伴うホロシリ乗馬クラブの移転改築につきましては、北海道開発局による土砂搬出の遅れなどから工事も遅れ気味ではありますが、何とか令和2年度中の営業開始を目標に関係各位と連携しながら取り進めている所でもあります。加えて、向こう10年を見据えた町の指針となる第6次新冠町総合計画につきましては策定作業も順調に進んでおり、年明けには議会にもお示しし、内容についても協議できるものと考えております

さて、基幹産業であります1次産業でございますが、本年はおおむねよい天候に恵まれ、農作物の生育も順調に進んだ1年となりました。基幹作物のピーマンは生産戸数がふえたこともあり作付面積、反収とも前年を上回り、販売額は8億4,000万円となりました。2年連続での8億円突破は大変優秀な成績でございます。また、軽種馬生産におきましては、

コスモビューファームが生産したウインブライト号が4月28日と12月8日に開催された香港G1レースで優勝。隆栄牧場が生産したフィアースインパクト号が、10月12日と11月2日にオーストラリアで開催されたGIレースで優勝を飾るといふ、ともに快挙をなし遂げられ町内生産馬もグローバルな舞台でその実力が発揮される年となったほか、日高軽種馬農協が主催する北海道市場におきまして活発な取り引きが展開され、町内生産馬は平均売却額、売却率とも前年を上回り、売却額は20億円に迫る19億9,000万となり、農業では明るい話題もありました。一方、漁業におきましては主要魚種のうち、タコの漁獲量が前年を上回ったものの、その他はいずれも前年を下回り、加えて秋サケ、タコの単価の下落が大きく影響し、販売額は全体で前年対比5,800万円ほど下回る結果となりました。

JR日高線につきましては、ようやく日高町村会としての方針が決定し、今後、各町がJRとの個別協議に入る段階となりましたので、町外への通学、通院などの対応課題を中心に協議を進め、町民の皆様にとってよりよい交通体系が確保されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

最後となりますが、国内経済におきましては10月から消費税が10%へと増税された影響から、個人消費に若干の落ち込みがみられるものの、景気全体の判断は横ばいとの見方が強く、株式市場におきましても安定した動きとなっております。このような中ではありますが、私が目指す「思いやりと笑顔にあふれた新冠」の実現のため、「町民の声が活かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働のまちづくり」を常に念頭に置きながら職員一丸となって全力で町政を推進してまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りたいと存じます。

本年も残すところ半月余りとなりました。議員各位におかれましてはご家族お揃いで、希望に満ちた新年を迎えられますよう、心からご祈念を申し上げ、年末のごあいさつとさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。

#### ◎議長あいさつ

○議長（荒木正光君） 第4回定例会の閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

本年も残すところ2週間となりました。特に緊急の案件がない限り、本日をもって納めの町議会といたします。本町の町政は、町民各位のご理解とご協力により、行政課題を克服しながら本年もまちづくりを積極的に進めさせていただきましたことは、誠に喜びに耐えない次第です。

1年を振り返りますと、国内各所において甚大な被害をもたらした巨大台風が立て続けに発生するなど、毎年のように起こる大きな災害に多くの国民が心痛める年でありました。被災された方々に対しましては、心からお見舞い申し上げます。しかしながら、本町においては生活に影響を及ぼすような自然災害に見舞われることもなく、無事に1年を終えようとしていることに心から安堵しています。また、本町の主要な農作物であるピーマンの

販売数量が前年比 114.5%の 1,984 トン、販売額が 8 億 4,058 万円となる見込みであるほか、軽種馬の生産においても昨年を上回る 19 億 9,000 万円になるなど、本町の主要産業が活況をしめしていることに大きな喜びを感じる次第です。私は、今年 10 月東京新冠会 35 周年記念式典に出席してまいりました。会員の方々が遠く離れた東京で日々の仕事に追われながら、郷土新冠に思いをはせている姿に心ならずも感動し、新冠の未来を少しでも明るくものとする責務を痛感しました。また、会員の皆さんからは新冠町議会議員、そして役場職員に対し、まちづくりに大きな期待を寄せる旨の言葉を預かっておりますので、この場を借りてお伝えいたします。現在の社会情勢は少子高齢化、人口減少など、解決の糸口が見えない問題を抱え閉塞感に包まれている感があります。しかしながら、ラグビーワールドカップで感じた一体感と活力を振り返ったとき、乗り越えられないハードルはないと感じました。町の行財政運営は職員皆さんの熱意ある取り組みと町民・行政・議会が一つになって前進することで目的を達成することができるということを実感しました。私たち 12 人の議員は、課せられた責任と町民の付託にこたえるべく議員としての資質をさらに高め、議会人として議会活動により一層の努力をしてまいりたいと存じます。

最後になりましたが、町民各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、閉会に際してのごあいさつといたします。

#### ◎閉会の議決

○議長（荒木正光君） お諮りいたします。

本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。会議規則第 7 条の規定により、令和元年第 4 回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ご異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

#### ◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） それでは本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって、令和元年第 4 回新冠町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

（午後 2 時 28 分 閉会）